

つくばみらい市地域防災計画（案）に対する意見の内容および市の考え方

意見提出期間	令和4年1月21日（金）～令和4年2月20日（日）		
意見提出者数	2人	意見件数	9件

No.	意見項目	意見の内容	件数	市の考え方
1	第2編 P15	<p>第1章 風水害等対策に携わる組織と応援体制の整備</p> <p>4 災害用電源の確保</p> <p>指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている施設を円滑に運営するため、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備、非常用電源設備等の整備に努めるとともに発電等の燃料の確保を図る。</p> <p>（意見）</p> <p>上記内容について賛同いたします。そのうえで災害時に備えて平時にも使用可能な自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入を検討することを提案いたします。</p>	1	<p>次のとおり修正します。</p> <p>4 <u>非常用電源</u>の確保</p> <p>指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている施設を円滑に運営するため、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備、非常用電源設備や<u>自立分散型エネルギー</u>等の整備に努めるとともに発電等の燃料の確保を図る。</p>
2	第2編 P50	<p>第2章 災害予防</p> <p>5 非常電源設備及びWi-Fiの整備</p> <p>ライフラインが寸断された場合、指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている施設の機能を維持するため、非常用電源設備やWi-Fiの整備を進める。</p> <p>（意見）</p> <p>上記内容について賛同いたします。そのうえで災害時に備えて平時にも使用可能な自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーシ</p>	1	<p>次のとおり修正します。</p> <p>5 <u>非常用電源設備及び無線LAN</u>の整備</p> <p>ライフラインが寸断された場合、指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている施設の機能を維持するため、非常用電源設備や<u>自立分散型エネルギー、無線LAN</u>等の整備を進める。</p>

		<p>ョン等) の導入を検討することを提案いたします。</p>		
3	<p>第3編 P18</p>	<p>第1章 地震災害予防 3 指定避難所の整備</p> <p>指定避難所及びその近傍において地域完結型の備蓄設備を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(意見)</p> <p>上記内容について賛同いたします。そのうえで災害時に備えて平時にも使用可能な自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入を検討することを提案いたします。</p>	1	<p>次のとおり修正します。</p> <p>3 指定避難所の整備</p> <p>指定避難所及びその近傍において地域完結型の備蓄設備を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備や<u>自立分散型エネルギー</u>等の整備に努めるものとする。</p>
4	<p>第9編 P6</p>	<p>4、関係機関等から意見聴取等ができる体制の確立</p> <p>確立に努める。</p> <p>「努める」と、努力目標なので訂正を求める。</p>	1	<p>原案のとおりとします。</p>
5	<p>第9編 P6</p>	<p>第2 情報の分析・整理について</p> <p>1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制</p> <p>2 原子力防災関連情報の収集・蓄積</p> <p>3 情報・通信ネットワークの多様化</p> <p>原発事故に備えるという重大案件ですが、3点とも全て「努める」と、努力目標なので訂正を求める。</p>	1	<p>原案のとおりとします。</p>

6	第9編 P8	<p>第4 広域的な応援協力体制の整備</p> <p>②市は、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」を締結しており、協定に基づき必要な準備を整える。</p> <p>と、ありますが、協定当時は避難者の一人当たり面積が2㎡でしたが3.5㎡に改めるということなので、以前の協定に基づき準備を整えるではないのではないか。一人当たりの面積の違いなど説明が必要だと考える。</p>	1	<p>原案のとおりとします。</p> <p>広域避難計画に関する協定では、具体的な施設名や面積は掲載しておりません。</p> <p>避難先への収容人数や避難所への割振りは、避難元の自治体が策定する広域避難計画により、定めることとなっています。</p> <p>現時点では、変更等の依頼がないことから原案のとおりとします。</p>
7	第9編 P9	<p>第4節 広域避難受入れ体制の整備</p> <p>東海村と協定は結んだが、実効性のある広域避難計画はできておらず、先日つくるように請願が採択されたところです。実効性のある避難計画の策定に対して現時点で作成されていないのであるから、その件について記述しないと誤解を生むことになる。</p>	1	<p>原案のとおりとします。</p> <p>本計画は、現時点の事前対策や対応方針を定めるものであるため、誤解のないよう原案のとおりとします。</p>
8	第9編 P10	<p>第2 広域避難の指定避難所等の整備</p> <p>この避難所は、一人当たり面積が2㎡とした以前のものになっていないか。3.5㎡に改めるということなので、以前のものである場合は訂正が必要だが、どうなっているか。</p>	1	<p>原案のとおりとします。</p> <p>広域避難計画に関する協定では、具体的な施設名や面積は掲載しておりません。</p> <p>避難先への収容人数や避難所への割振りは、避難元の自治体が策定する広域避難計画により、定めることとなっています。</p> <p>現時点では、変更等の依頼がないことから原案のとおりとします。</p>

9	第9編	<p>追加として</p> <p>①複合災害への対応はなくてもいいのか。避難者を受け入れる当該市が被害にあっている場合を想定した場合の避難受け入れを協議しておく必要があるのではないか。</p> <p>②当市の避難者受け入れ計画を作らないと機能しないと考えます。受け入れ計画の作成を加えてください。</p>	1	<p>①について 原案のとおりとします。 原子力災害のみを対象とした受け入れとなっています。</p> <p>②について 原案のとおりとします。 現在、茨城県では、第一の避難先となる避難所の拡充にむけて、他県との協議を行っております。茨城県及び東海村など避難する側の市町村による変更等が示された後の検討事案と考えています。</p>
---	-----	---	---	--